

製薬会社医薬品情報担当訪問規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構東佐賀病院庁舎内の秩序の維持を図るため、製薬会社医薬品情報担当者（以下「MR」という）の庁舎内立ち入りについて必要な事項を定める。

(情報活動)

第2条 社用による情報活動等のため庁舎内立ち入りを希望するMRは、病院2階の事務部門にて必要事項を記載後、入館許可証、各社社名入り胸章を着用の上、訪問すること。また、前提として健康状態に留意の上で活動を行うこと。

2. 本院未採用薬品（新薬、後発医薬品等）を宣伝する時は、事前に薬剤部長の許可を得ること。宣伝許可は、原則薬価収載後とする。

3. 院内において情報活動を行なった薬品などのパンフレット・資料は薬剤部にも提出し説明すること。

4. MRは節度ある態度で情報活動すること。

(訪問時間・方法)

第3条 医薬品情報活動での訪問時間は、原則、平日14時から17時までとする。

原則1回の訪問にて最大15分の面談時間とする。但し、医師、薬剤師等より文献資料その他特別の事情により依頼された場合はその限りではない。

第4条 医薬品情報活動のための訪問は、事前にアポイントを取ることを原則とする。その方法としてインターネットサイト、メールなどの方法は問わない。

(情報活動の場所)

第5条 医薬品情報活動は、原則として薬剤部長室、薬剤部内のスペース、医局又は医師控え室など診療に支障のない場所でおこなうこと。

(立ち入り禁止場所)

第6条 MRは、次の場所に立ち入ってはならない。

調剤室、製剤室、ナースステーション、病室、診療中の外来診察室、職員が在室していない医局

(罰則)

第7条 上記事項に違反の事実があった場合は、一定期間来院を禁止する。

付 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。